

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日 (火) 第3097号の15



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 条 例

○鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (税務課取扱い) 1

## 条 例

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平成27年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

## 鹿 児 島 県 条 例 第 37 号

鹿 児 島 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(鹿 児 島 県 税 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 23 条 の 2 第 2 項 中 「100 分 の 10」 を 「100 分 の 20」 に 改 め , 同 項 第 2 号 中 「課 税 山 林 所 得 金 額 (以 下 こ の 項) を 「課 税 山 林 所 得 金 額 (次 号) に , 「同 条 第 2 項」 を 「同 項」 に , 「課 税 退 職 所 得 金 額 (以 下 こ の 項) を 「課 税 退 職 所 得 金 額 (同 号) に 改 め る。

第 33 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

2 資 本 金 等 の 額 を 有 す る 法 人 の 資 本 金 等 の 額 が , 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額 又 は 出 資 金 の 額 に 満 た ない 場 合 に お け る 前 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は , 同 項 の 表 中 「資 本 金 等 の 額 が」 と あ る の は , 「資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額 又 は 出 資 金 の 額 が」 と す る。

第 35 条 第 1 項 第 2 号 中 「第 2 条 第 12 号 の 7 の 4」 を 「第 2 条 第 12 号 の 7 の 2」 に 改 め , 同 項 第 3 号 中 「第 2 条 第 12 号 の 7 の 3」 を 「第 2 条 第 12 号 の 7」 に 改 め , 同 項 第 5 号 中 「第 2 条 第 12 号 の 7 の 2」 を 「第 2 条 第 12 号 の 6 の 7」 に 改 め る。

第 39 条 第 1 項 中 「除 く」 の 次 に 「。 第 3 項 に お い て 同 じ」 を 加 え , 同 項 第 1 号 ア 中 「100 分 の 0.48」 を 「100 分 の 0.72」 に 改 め , 同 号 イ 中 「100 分 の 0.2」 を 「100 分 の 0.3」 に 改 め , 同 号 ウ の 表 中 「100 分 の 3.8」 を 「100 分 の 3.1」 に , 「100 分 の 5.5」 を 「100 分 の 4.6」 に , 「100 分 の 7.2」 を 「100 分 の 6」 に 改 め , 同 条 第 3 項 第 1 号 ア 中 「100 分 の 0.48」 を 「100 分

の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第55条第2項中「第11条の4第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第11条の4第2項」の次に「又は第5項」を加える。

第145条第2項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則第5条の6の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第5条の8の次に次の2条を加える。

(個人の県民税の寄附金税額控除に係る特例)

第5条の8の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第23条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第23条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第23条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第22条第2項に規定する課税総所得金額から第23条第1号アに掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

195万円以下の金額	85分の5
195万円を超え330万円以下の金額	80分の10
330万円を超え695万円以下の金額	70分の20
695万円を超え900万円以下の金額	67分の23
900万円を超える金額	57分の33

第5条の8の3 平成28年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

附則第6条の3の3中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」を「100分の1.6」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

附則第6条の4及び第6条の5中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第12条第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新規登録」に、「第59条の規定による検査(」を「第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する)」に、「附則第12条の2の5第4項から第7項まで」を「附則第12条の2の5第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第

1号ア中「又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び次条において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ウ)中「第4項」を「以下この条、次条第1項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「附則第17条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「附則第17条第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号イ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び次条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、次条及び附則第17条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第12条第2項第2号ア中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ア(ウ)中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号ア(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第7項」に改め、同号ウ(ウ)中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第15項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同号エ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項中「次条第5項から第8項まで」を「次条第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ウ(ウ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号イ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するも

ので地方税法施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第12条第3項第2号ア中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ウ(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」の次に「に100分の105を乗じて得た数値」を加え、同号エ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は次条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第79条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第18項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第19項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第20項に規定するもの
- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの
- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの
- (ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの
- (ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- 附則第12条に次の1項を加える。
- 5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の5第24項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は次条第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第79条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第12条の2第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第4号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ中「附則第4条の4第10項」を「附則第4条の4第11項」に改め、同号イ(ロ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

附則第12条の2第1項第6号中「附則第4条の4第13項」を「附則第4条の4第14項」に改め、同号ウ中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として地方税法施行規則附則第4条の6第1項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として地方税法施行規則附則第4条の6第2項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の6第4項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

附則第12条の2第2項を削り、同条第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の6第6項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

附則第12条の2第4項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の6第7項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

附則第12条の2第9項中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の6の2第15項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項中「次に掲げる自動車」の次に「のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの」を加え、「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6の2第7項」に、「平成27年3月31日（第1号）」を「平成29年3月31日（第4号）」に改め、「自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号に掲げる」を削り、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項第1号中「超える」を「超え12トン以下の」に、「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6の2第8項」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6の2第9項」に、「であつて」を「（第11項において「バス等」という。）であつて」に、「平成25年1月27日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「で地方税法施行規則附則第4条の6の2第10項に規定するもの（以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第4条の6の2第11項に規定するもの（以下この項及び第11項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第2号中「8トンを超える」を「3.5トンを超え8トン以下の」に、「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6の2第12項」に改め、「除く」の次に「。以下この項及び第11項において同じ」を加え、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で地方税法施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第3号中「13トンを超える」を「8トンを超え20トン以下の」に改め、「（地方税法施行規則



附則第4条の6第11項に規定するけん引自動車に限る。)」を削り、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で地方税法施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第12条の2第8項を同条第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第4条の6の2第13項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第78条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（地方税法施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第78条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

- (1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

- (2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制

御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

附則第12条の2第7項中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6の2第5項」に、「平成27年 3 月 31 日」を「平成29年 3 月 31 日」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6の2第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第4条の6第3項」を「附則第4条の6の2第3項」に、「平成27年 3 月 31 日」を「平成29年 3 月 31 日」に、「附則第12条の2第6項」を「附則第12条の2第7項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第4項」を「附則第4条の6の2第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の6の2第1項」に、「平成27年 3 月 31 日」を「平成29年 3 月 31 日」に改め、同項第1号中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「第7項」を「第8項」に、「附則第4条の6第2項」を「附則第4条の6の2第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第78条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 前条第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 前条第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第78条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

- (1) 前条第 5 項に掲げるガソリン自動車
- (2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第 4 条の 6 第10項に規定するもの
  - ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
  - ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

附則第16条を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

第16条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 6 項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの間に行われた場合においては、第145条第 1 項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

- 2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項（鳥獣被害防止特措法第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第 1 項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の 2 第 9 項の規定により鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第 8 項（鳥獣保護管理法第14条の 2 第 9 項又は鳥獣被害防止特措法第 6 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する従事者証の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年 5 月 29 日から平成31年 3 月 31 日までの間に行われたときは、第145条第 1 項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

附則第16条の次に次の 1 条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第16条の 2 平成27年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この条において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前 1 年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第145条第 1 項の規定にかか

ならず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この条において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この条において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この条において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

附則第17条第5項第4号中「（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を削る。

附則第18条第3項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

（鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（平成25年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改め、附則第3項中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に、「平成27年9月30日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第1条中鹿児島県税条例第145条第2項第1号の改正規定及び同条例附則第16条の改正規定（同条第2項に係る部分に限る。）並びに附則第9項の規定は同年5月29日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第23条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5条の8の2及び第5条の8の3の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に係る部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に係る部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

8 新条例附則第16条第1項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第16条第2項の規定は、平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

10 新条例附則第16条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部改正)

11 次に掲げる条例の規定中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(1) 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和61年鹿児島県条例第67号）附則第3項

(2) 原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年鹿児島県条例第56号）附則第3項